第39回 全国豊かな海づくり大会

海づくり　つながる未来　豊かな地域　あきた大会

資　料　集

《 目 次 》

◆報告事項

(1)全国豊かな海づくり大会・あきた大会の実績報告について
・・・・・実績報告書〔別冊〕
(2)司会台の寄附について(資料1)　・・・・・1
(3)御製碑及び除幕式について(資料2)　・・・・・2

◆参　　考

(1)第39回全国豊かな海づくり大会秋田県実行委員会設置要綱 (資料3)
・・・・・3

令和２年３月

秋田県農林水産部水産漁港課

全国豊かな海づくり大会推進室

資料１

司会台の寄附について

次のとおり、司会台の寄附がありました。

１　式典行事

（１）寄贈者

秋田県森林組合連合会

秋田県漁業協同組合

農林中央金庫

（２）受贈者

秋田県実行委員会会長（秋田県知事）

（３）内　容

本荘由利森林組合が秋田杉を用いて制作した司会台。

（４）今　後

県立武道館において活用予定。

※秋田県実行委員会から全国豊かな海づくり大会推進室に譲渡（財産登録）。

その後、全国豊かな海づくり大会推進室からスポーツ振興課に所管換え。

２　海上歓迎・放流行事

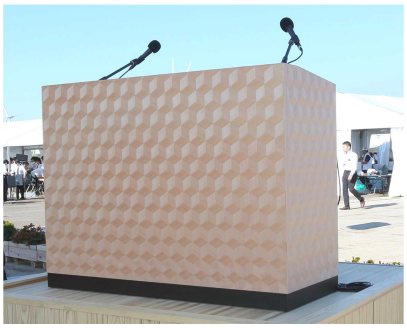

（１）寄贈者

株式会社丸松銘木店

（２）受贈者

秋田県実行委員会会長（秋田県知事）

（３）内　容

日本の伝統技法”網代（あじろ）”を応用して開発されたツキ板編み込み化粧板（秋田杉）を貼り付けた司会台。

（４）今　後

県庁第二庁舎１階ものづくり展示ホールに展示。

その後、新文化施設「あきた芸術劇場」において活用予定。

※秋田県実行委員会から文化振興課に譲渡（財産登録）。

資料２

御製碑及び除幕式について

１　御製碑について

（１）趣　旨

令和元年９月７日、８日に開催された「天皇陛下御即位記念　第３９回全国豊かな海づくり大会・あきた大会」での情景について、天皇陛下が詠まれた歌（御製）を、御製碑として建立することにより、同大会の意義を、末永く次世代に伝えるとともに、秋田の豊かな海が守り続けられることを祈念するもの。

（２）建立者　第３９回全国豊かな海づくり大会秋田県実行委員会会長　佐竹　敬久

（３）建立場所　秋田港飯島地区（飯島サンセットパーク）※海上歓迎・放流行事会場

（４）管理者

第３９回全国豊かな海づくり大会秋田県実行委員会

※秋田県で財産登録（水産漁港課の所管）

（５）揮毫者　秋田県知事　佐竹　敬久

※御製については、お示しの時期は未定。（詳細は、「審議内容」資料参照）

２　除幕式について

（１）趣　旨

御製碑の完成に伴い開催するもの。

（２）次　第

①開会

②挨拶（大会実行委員長、秋田市長、秋田県漁業協同組合代表理事組合長）

③来賓紹介

④御製碑紹介

⑤除幕

⑥閉会

（３）招待者

県選出国会議員、県議会農林水産委員会、地元漁業団体、大会出演者、地元町内会連合会、大会実行委員会

※開催日時については、御製のお示し後、数ヶ月を見込んでいる。

資料３

第３９回全国豊かな海づくり大会秋田県実行委員会設置要綱

（名　称）

第１条　本会は、第３９回全国豊かな海づくり大会秋田県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　実行委員会は、第３９回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）の開催に関する次の事項を審議するものとする。

(1) 大会の開催に必要な基本計画及び実施計画の策定に関すること。

(2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

（構　成）

第３条　実行委員会は、会長、副会長、委員（以下「実行委員」という。）、顧問及び参与をもって構成する。

２　会長は、秋田県知事をもって充てる。

３　副会長は、秋田県漁業協同組合代表理事組合長及び開催市町村長をもって充てる。

４　実行委員、顧問及び参与は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員等の職務等）

第４条　会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他やむを得ない事由があるときは、副会長のうちから会長が指名した者が、その職務を代理する。

３　顧問は、大会の運営に関し助言する。

４　参与は、報道機関とする。

（任　期）

第５条　実行委員の任期は、第 10 条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、特別な理由があると会長が認めるときは、この限りではない。

（会　議）

第６条　実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、実行委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

３　実行委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

４　会議の議事は、議長を除く出席した実行委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
５　会長は、必要があると認めるときは、会議に実行委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（幹事会）
第７条　実行委員会で審議する事項を検討するため、実行委員会に幹事会を置く。
２　幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
３　幹事長は、秋田県農林水産部長をもって充てる。
４　副幹事長は、秋田県漁業協同組合専務理事をもって充てる。
５　幹事は、幹事長が指名する。
６　幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

（専門部会）
第８条　幹事会で検討する事項を調査するため、幹事会に専門部会を置く。
２　専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

（事務局）
第９条　実行委員会の事務を処理するため、秋田県農林水産部水産漁港課全国豊かな海づくり大会推進室内に事務局を置く。

（組　織）
第 10 条　実行委員会は、大会の実績報告をもって解散する。

（補　足）
第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
１　この要綱は、平成２９年７月３日から施行する。
２　この要綱は、実行委員会の解散をもって失効する。

附 則
１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則
１　この要綱は、平成３０年１２月１９日から施行する。

別表第３条関係

		所属・役職名
1	会長	秋田県知事
2	副会長	秋田県漁業協同組合代表理事組合長
3	副会長	秋田市長
4	顧問	秋田県議会議長
5	顧問	秋田県議会農林水産委員長
6	顧問	秋田市議会議長
7	委員	秋田県市長会長
8	委員	秋田県町村会長
9	委員	能代市長
10	委員	男鹿市長
11	委員	由利本荘市長
12	委員	潟上市長
13	委員	にかほ市長
14	委員	三種町長
15	委員	八峰町長
16	委員	秋田海上保安部長
17	委員	秋田県内水面漁業協同組合連合会　代表理事会長
18	委員	公益財団法人秋田県栽培漁業協会　理事長
19	委員	日本漁船保険組合秋田県支所　運営委員長
20	委員	全国漁業信用基金協会秋田支所　担当理事
21	委員	全国合同漁業共済組合秋田県事務所　所長
22	委員	全国共済水産業協同組合連合会東北事業本部秋田支店 支店長
23	委員	秋田県鮭鱒増殖協会　会長
24	委員	全日本漁港建設協会秋田県支部　支部長
25	委員	秋田県漁業士会　会長
26	委員	秋田県漁協女性部連絡協議会　会長
27	委員	秋田県ハタハタ加工産業振興協議会　会長
28	委員	しょっつる研究会　会長
29	委員	秋田県農業協同組合中央会　会長
30	委員	秋田県森林組合連合会　代表理事会長
31	委員	秋田県商工会議所連合会　会長
32	委員	秋田県商工会連合会　会長
33	委員	秋田県中小企業団体中央会　会長
34	委員	一般社団法人秋田県観光連盟　会長

		所属・役職名
35	委員	公益財団法人秋田観光コンベンション協会　理事長
36	委員	株式会社秋田県物産振興会　代表取締役
37	委員	公益社団法人秋田県バス協会　会長
38	委員	秋田県警察本部長
39	委員	秋田県教育委員会教育長
40	委員	秋田県総務部長
41	委員	秋田県企画振興部長
42	委員	秋田県あきた未来創造部長
43	委員	秋田県観光文化スポーツ部長
44	委員	秋田県健康福祉部長
45	委員	秋田県生活環境部長
46	委員	秋田県農林水産部長
47	委員	秋田県産業労働部長
48	委員	秋田県建設部長
49	委員	秋田県会計管理者（兼）出納局長
50	委員	秋田県山本地域振興局長
51	委員	秋田県秋田地域振興局長
52	委員	秋田県由利地域振興局長
53	委員	秋田県議会事務局長
54	参与	株式会社秋田魁新報社　代表取締役社長
55	参与	株式会社朝日新聞社秋田総局　総局長
56	参与	株式会社毎日新聞社秋田支局　支局長
57	参与	株式会社読売新聞社秋田支局　支局長
58	参与	株式会社河北新報社秋田総局　総局長
59	参与	株式会社産経新聞社秋田支局　支局長
60	参与	株式会社時事通信社秋田支局　支局長
61	参与	一般社団法人共同通信社秋田支局　支局長
62	参与	株式会社日本経済新聞社秋田支局　支局長
63	参与	日本放送協会秋田放送局　局長
64	参与	株式会社秋田放送　代表取締役社長
65	参与	秋田テレビ株式会社　代表取締役社長
66	参与	株式会社北羽新報社　取締役社長
67	参与	株式会社エフエム秋田　代表取締役社長
68	参与	秋田朝日放送株式会社　代表取締役社長
69	参与	株式会社秋田ケーブルテレビ　代表取締役